

障がい者のための医療費助成制度

問・申福祉課障がい福祉係

☎773・6667
☎773・6723

自立支援医療費(更生医療)

身体障がい者の自立と、社会経済活動への参加促進を図るため、障がいの除去または軽減に必要な医療費の一部を公費で負担します。

☑身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人

申請に必要なもの

医師の意見書(指定様式)、身体障害者手帳、保険証、申請書など

自立支援医療費(育成医療)

身体障がい児などの日常生活能力の回復向上を図るため、手術などの治療によって確実に効果が期待できるものに対して、障がいの除去または軽減に必要な医療費の一部を公費で負担します。

☑身体に障がいがあるか、現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童

申請に必要なもの

医師の意見書(指定様式)、保険証、申請書など

自立支援医療費(精神通院医療)

精神障がいのため、医療機関に通院している人に、医療費の一部を公

費で負担します。

☑通院による治療が継続的に必要であると認められた人

申請に必要なもの

医師の診断書(指定様式)、保険証、申請書など

重度心身障害者医療費助成制度(県障)

医療機関で支払う自己負担分の一部を助成します。

☑身体障害者手帳1級〜3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人(所得制限あり)

申請に必要なもの

交付を受けている手帳、保険証など

精神障がい者への入院医療費助成

精神疾患により入院して医療費を支払った人に、医療費の一部を助成します。

☑精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、精神疾患を支給事由とする障害年金を受給している人

※次に該当する人は対象外

- ・生活保護世帯の人
- ・一定の所得額を超える世帯の人
- ・県障の受給者のうち、標準負担額減額認定証の交付を受けている人

申請に必要なもの

保険証、精神障害者保健福祉手帳、年金証書

7月の城内診療所 診療担当医師(予定表)



受付・診療時間 午前：月～土曜日 <受付> 8:00～11:00 <診療> 9:00～
午後：火～木曜日 <受付> 12:30～15:00 <診療> 13:30～

◎来院時はマスクの着用をお願いします。

問城内診療所 ☎775・2009

月		火		水		木		金		土		日		
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	休診日		
※月・金曜日の午後は新型コロナワクチン接種のため、一般診療は休診 ◎午前のみ自宅まで送迎します。(原則、城内・五十沢・大巻・大崎地区)電話か窓口でお申し込みください。								1日		2日		3日		
高橋	※	田中		松田		高橋		高橋	※	福本	休診	休診		
4日		5日		6日		7日		8日		9日		10日		
高橋	※	田中		松田		田中		高橋	※	休診		休診		
11日		12日		13日		14日		15日		16日		17日		
高橋	※	田中		松田		田中		高橋	※	休診		休診		
18日		19日		20日		21日		22日		23日		24日		
休診	休診	田中		松田		高橋		高橋	※	高橋	休診	休診		
25日		26日		27日		28日		29日		30日		31日		
休診	休診	田中		松田		田中		高橋	※	休診		休診		